

資料 1

白馬高等学校教育寮整備事業

施 設 整 備 概 要 書

平成 29 年 7 月 11 日

目 次

I	施設整備概要	1
	(1) 基本条件	1
	(2) 関係法令・参照基準等	1
	(3) 敷地について	1
	(4) 周辺インフラ整備状況	2
	(5) 地盤状況	2
	(6) 土壌汚染、埋蔵文化財等	2
II	設計条件	2
	(1) 基本的な考え方	2
	(2) 施設の構成及び規模	3
	(3) 構造種別	4
	(4) 諸室計画	4
	(5) 設備計画	5
	(6) 外構計画	6
	(7) その他	5

I 施設整備概要

(1) 基本条件

- ・ 事業計画地の住所地番：
長野県北安曇郡白馬村大字北城 2926 番地 1、3020 番地 1081
- ・ 敷地面積：約 230 m²（施設配置により増減調整可）
- ・ 地域・地区：都市計画区域内（非線引き）
- ・ 建ぺい率 60%
- ・ 容積率 200%
- ・ 開発行為：開発行為を必要とする場合、応募者の提案にて行うこと。

(2) 関係法令・参照基準等

① 関係法令

本事業を実施するにあたっては、関連する法令等を遵守すること。

② 参照基準

- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- ・ 白馬村独自の関係法令
白馬村環境基本条例
白馬村環境基本条例施行規則
白馬村開発指導要綱
白馬村景観形成重点地域指導基準
白馬村景観形成住民協定締結地区協定事項
- ・ その他関係適用基準等

(3) 敷地について

本敷地の詳細については、「資料 2 敷地の概要」による。

(4) 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、必要に応じて応募者各自で現地を確認すること。

① 上水道の引き込み、汚水の処理

給水管配置、排水設備等については敷地や周辺の状況も踏まえて白馬村と相談して適宜提案すること。

② 電気

敷地外部の電柱から引き込むこと。

(5) 地盤状況

地盤状況の詳細については、「資料2 敷地の概要」による。

(6) 土壌汚染、埋蔵文化財等

本敷地に土壌汚染及び地中障害物等が発見された場合、組合が取るべき措置や本事業の継続を含めて事業者と協議する。

Ⅱ 設計条件

(1) 基本的な考え方

① 配置計画

- ・本事業は、白馬高等学校に通学する生徒が自然豊かな環境の中で快適な学生生活を送っていただける環境を整備するものであるため、諸室配置計画及び動線計画には十分な配慮を行うこと。
- ・周辺環境を配慮しながら、全体の適切な配置や諸室配置を適切に図ること。
- ・建設に当たっては既存女子寮の東側2階建ての建物（資料2）を取り壊し、その跡地に本整備事業の施設を建設する。
- ・既存建物と解体部分の境目部分には外部への扉を付ける等の措置をとること。

② 意匠計画

- ・施設の外観については、周辺地域・景観と調和した形態、色彩、構成とする。前述の白馬村景観形成重点地域指導基準及び白馬村景観形成住民協定締結地区協定事項を遵守すること

③ 諸室の環境

- ・定員４０名程度とし、１階２階共に居室棟とする。
- ・共用のトイレ、洗面所を１階２階とそれぞれ設ける。共用スペースは１階にのみ、洗濯乾燥室は２階にのみ設ける。
- ・利用者が利用しやすく、親しみやすい施設計画とする。

④ 防犯・防災計画

- ・各施設の出入口及び全体の最終出入口等を含め、セキュリティ計画には十分な配慮を行うこと。

⑤ 環境配慮計画

- ・環境に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等、環境への負荷低減、省エネルギー対策、自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とする。

（２）施設の構成及び規模

施設名	面積
① 解体建物	
R C 造 １階・２階	190 m ² 程度
② 宿舍棟	230 m ² 程度
②-1 １階（１６人程度）	230 m ² 程度
風除室・エントランス	20 m ² 程度
トイレ、洗面所	25 m ² 程度
居室	１名につき 5 m ² 程度
予備室（２人部屋×２部屋）	１名につき 4 m ² 程度
共有スペース	40 m ² 程度
②-2 ２階（２４人程度）	230 m ² 程度

トイレ、洗面所	30 m ² 程度
居室	1 名につき 5 m ² 程度
洗濯乾燥室	洗濯器 8 台、乾燥機 8 台と生徒 40 人分程度の物干しスペース
合計	建築延床面積 460 m ² 程度

※上記面積に関して、±10%以内の増減は認める。

※各施設の居室については、「(4) 諸室計画」を確認すること。

(3) 構造種別

施設の構造については、応募者の提案による。

(4) 諸室計画

下表の諸室を応募者によって配置を行う。

諸 室		内 容
① 宿舍棟	風除室・エントランス	・1 階エントランスには下駄箱を設置すること。
	居室	・2 段ベッド使用で1 室 4 名とし、1 人あたり約 5 m ² 程度確保すること。 ただし、予備室は 1 室 2 名とし、1 人あたり 4 m ² 程度確保すること。 ※将来的に 2 段ベッド、1 人 1 台のクローゼットを設置できる間取りとすること。
	共用部	・2 階に洗濯乾燥室、トイレ・洗面所を確保すること。洗濯乾燥室、トイレ・洗面所は少なくとも 4 名につき 1 か所を確保すること。 ・1 階には共有スペースとして生徒 40 名程度がコミュニケーション及び学習するスペースを設ける。将来的に人数に応じたテーブル、椅子を設置し、電子レンジ、冷蔵庫（360L 以上）を各 2 台設置できる間取りとすること。

（５）設備計画

① 共通事項

- ・ 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。

② 電気設備

- ・ 受変電設備等主要機器
- ・ コンセントは、各諸室に適宜設置する。
- ・ 宿舍棟各居室の電気使用量が分かる設備を設置する。
- ・ 外灯は、施設外構部に設置する。
- ・ 動力設備が必要な場合、各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作、配管配線等を行う。
- ・ 電話設備、情報設備は、空配管とする。
- ・ 消防設備等を関係法規に基づき設置する。

③ 機械設備

- ・ 暖房設備の系統は、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- ・ 換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行う。
- ・ 設置される諸室において運転・停止、温度調整が可能な方式とする。
- ・ 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- ・ 消火設備等は、消防法、条例に基づき設置する。

④ 什器備品

- ・ 宿舍棟の全窓は寒冷地用の窓とする。

（６）外構計画

- ① その他サイン、外灯設備は、応募者の提案による。

（７）その他

応募者は、本事業を行うにあたり地元企業、地元業者及び産品を極力取り入れるように努めること。